

第三十八回国会 衆議院 内閣委員会議録 第二十一号

昭和三十六年四月四日(火曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君
理事小笠 公昭君 理事草野一郎平君
理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君
理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君
理事佐々木義武君 辻 寛一君
福田 一君 藤原 節夫君
保科善四郎君 前田 正男君
牧野 寛素君 緒方 孝男君
杉山元治郎君 田口 誠治君
原 茂君 山花 秀雄君

出席國務大臣

國務大臣 西村 直己君

出席政府委員

防衛庁参事官 加藤 陽三君
(長官官房長)
防衛庁参事官 海原 治君
(防衛局長)
防衛庁参事官 小幡 久男君
(教育局長)
防衛庁参事官 木村 秀弘君
(経理局長)
防衛庁参事官 塚本 敏夫君
(裝備局長)

委員外の出席者

防衛庁書記官 麻生 茂君
(防衛局防衛審議官)
専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二十八号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を許します。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 私は防衛庁設置法の一部を改正する法律案並びに自衛隊法の一部を改正する法律案の内容についての説明を承りたいと思うわけでございます。

具体的内容に入ります前に、ここで振り返ってみなくてはならないと思ひます。昭和二十五年の八月に警察予備隊という名前が陸上七万五千名で発足した。すなわち当時戦力のない防衛力、こういう表現をいたしておりましたけれども、これは日本の憲法九条に違反しておるといふきびしい国民の批判の中において、昭和二十七年の十月には保安隊に改称されて、陸海軍合わせて十一万三千二百三十三名というように増強されました。なお二十九年に至りましては自衛隊に昇格をいたしました。陸海空合わせて十五万二千五百十五名という数字になっております。その後内容的な改正もありましたけれども、今日まで年々増強をいたしまして、現在では二十五万四千七百九十九人というような状態に相

なっております。従って現在では陸海空三軍とも、数においても規模におきましても、これは東アの防衛力としては非常に優秀なものになっており、また軍隊化されておるといふことでございます。従って今度提案された防衛庁の設置法、自衛隊法の一部を改正する法律案の具体的な説明に入りまして伺いをいたしたいことは、御承知の通り昭和三十四年の七月に、当時の赤城防衛庁長官が北海道におきまして発表いたしました次期防衛計画、それはすなわち三十五年度から四十年までの六年間の計画であったわけでございます。そこで今度お出しになりましたこの二法案というものは、防衛庁長官が当時計画をいたしておりましたものに、なお安保条約の改定に伴って日米の協力体制が強化されたのでございまして、それにプラス・アルファされた計画のもとに出されたものと判断をするわけでござい

ます。従ってまずもって防衛庁の国防五カ年計画あるいは十年計画をお持ちになっておられると思ひますので、その全貌を明らかにしていただきたいと思ひわけでございます。

○西村國務大臣 ただいま御審議願っておりますものは、主として御審議願いました三十六年度予算案とやらはらであるわけでございます。御存じの通り第一次防衛力整備計画は三十五年度、つまり三月三十一日をもって一応終了した格好になっております。しか

しながら全部これがりっぱに完成した

わけでありませんで、未充足、未完了の部分も残っております。と同時に第二次防衛力整備計画というものは、従来赤城構想といわれまして、三十六年度を初年度として五カ年間の長期計画を立てる意欲のもとに発表されたものであります。御存じの通り昨年一年は安保国会あるいは選挙、政変等の事情から、それが政府として確定を見るに至りませんでした。しかもその間にアメリカにも新政権が発足するというアメリカのいろいろな状況も考えまして、対日援助方針の内容等をいま少し明確にしなければならぬというので、三十六年度の予算編成にあたりましては、従って三十五年度までの第一次防衛力整備計画の未充足の部分を中心にしたが、私どもは単年度という関係で防衛力増進の方式をとったわけであります。そうしてそれに基づきまして予算を御審議願ひ、同時にそれに関連して法案を提出いたしておるのであります。三十六年度以降、言いかえれば現在、三十七年度以降の第二次防衛力整備計画はどうなっておるかというの、現在防衛庁におきましてできるだけ早い機会に成案を得、政府といたしましては国防会議の決定を得たという考え方のもとに、現在部内におきましてまだ準備検討中の段階でござい

ます。一応そういうように申し上げ

○田口(誠)委員 防衛庁長官は、私の方から質問を申し上げましたときに計画という表現をいたしましたので、

ちよつとかたくなっておられると思ひますが、少なくとも昨年あのような日本がひっくり返るような大騒動をして、安保条約の改定を行なった後に、おけるところの日本の防衛計画というものは、ただここの三十六年度、三十七年度の計画ではないと思ひます。それで計画という言葉が妥当でなければ、構想として一つ承りたいわけ

です。

○西村國務大臣 第一次防衛力整備計画は三十五年度を目標にしました。それから第二次防衛力整備計画は、本来であればたゞいま御審議を終わりました三十六年度予算と関連をいたしましてあるべきでござい

ますが、昨年一カ年の政治情勢が、三十六年度以降の次期防衛力整備計画というものの決定を見るに至っておりません。そこで三十六年度については、国防会議を開いて、単年度で三十五年までにやり残した部分を中心にして防衛力整備の取り扱いは決定いたし、それに基づいて三十六年度は予算並びに法案を出してお

ります。これがもし御審議を願ひ、あるいは成立というふうなことになる

すと、関連いたしまして、次期防衛力整備計画は三十七年度を初年度としたものが、私どもは当然出てくるべきだと思ひます。そのために、部内において三十七年度を初年度とします第二次防衛力整備計画を目下検討中である、

こう申し上げた次第であります。

○田口(誠)委員 それでは三十四年八月に米國國務省の米軍現狀調査団と日

本の防衛庁との話し合いの中で、第二次防衛力の増強計画については米国の強力な援助を仰いで、日本のミサイル化を完全に実施を行なうのだ、こういうような話し合いがされておるのでございまして、こういう話し合いに基づいての方針というものはどういうふうになっておるのですか。

○西村国務大臣 私の前任の問題ではございまして、当時関係しました現在の官房長等もおりますので、あるいは内容を知っておるかもしれませんが、けれども、私としてはアメリカからどういふサセズチョンがあったかは存じませんが、いずれにいたしましてもわが国の国情に依りて、長期防衛力整備計画というものはあつた方がよい、あるべきが本来だ、こういう考えのもとに装備の近代化、従つて装備の近代化の一翼にはある程度のミサイルの導入というふうなものも当然登場して参ると考えておるのであります。

○田口(誠)委員 ただいまのミサイルの導入でございまして、これは最小限度といへども、機構の上においてもミサイルの導入の量の上においても、当時の赤城防衛庁長官が談話で発表された内容の程度のもは完全に行なわれるのか、それともその後できた安保条約の改定に基づいてなおこれを強化する義務が日本に負わされておるか、そういう面からいつてどういふお考えを持っておられるか。

○西村国務大臣 新安保条約と防衛力整備計画とは直接関係ございせん。また義務づけられたものでもないわけでありまして。ただ最初の国防会議で決定いたしました国防の基本方針におきまして、すでに田口さん御存じの通り、

り、国力、国情に依りて増勢をはかると。増勢には人的、質的、物的とございまして、それは中心を質的改善に置いた。質的改善という事柄が出て参るわけでありまして。その近代装備の一つとしてミサイルが出て参るわけでありまして、必ずしも義務づけられたというふうなものではないわけでありまして。あくまでも独自の立場からわが国の自衛のあり方の中で装備を近代化する、その中でミサイルが導入されるという問題は出てくると思つておられます。

○田口(誠)委員 新安保条約の性格そのものは、日本の自衛力の増強と不離密接なものであつて、切り離して考えることのできないものであると思つておられます。今防衛庁長官の説明からいいますと、新安保条約とは何ら関係を持たず日本が独自に今度の計画を出したのだ、また今後もしやした計画を考えておるのだというところをお話しになつたのでございまして、この点は大きく間違つておると思つておられます。これは防衛庁長官に限らず、内容を詳細に説明される方はどなたでもよろしゅうございまして、もう少しその点を明確にしたいと思つておられます。

○加藤政府委員 新安保条約と防衛力整備計画との関係についてのお尋ねでございまして、防衛力整備計画そのものは日本独自の判断によつてやるべきことは、申し上げるまでもないところとございまして。ただ新安保条約の第三條だつたかと思ひますけれども、「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれ

ぞれの能力を、憲法上の規定に従ふことを条件として、維持し発展させる」という規定がございまして。しかしこれは精神的な意味の規定だといふふうな考へておるのでございまして、そういうふうな規定がございまして、けれども、具体的にどれだけの防衛力を整備するかというところは、これは日本が独自に判断をして決定すべき事柄でございまして。ミサイルの導入等につきましても、私はそういう立場から考えられるものであると思つておられます。

○田口(誠)委員 公式な表現でいいますと、日本の国会へアメリカの議員が来て審議をするわけではございませんで、日本の自主的という表現は當てはまると思つておられます。しかしながら現在日本とアメリカの協定を結んでおるこの事態の上からいつて、対等の立場においてもの処理し、話し合いをするということではないかと思つておられます。これはだれしも認めておるところであつて、やはり日本の防衛力の増強ということとは、アメリカの軍事政策の一環であるといふことは明白なものであります。また、ただいまの御説明でいいますと、単なる形式的に日本が独自に自主的にきめぬのだといふそのことは、これは日本の国会へアメリカの議員が来てやるわけでもなければ、またそのときにアメリカの顧問団が来て表立つて采配をふるうわけでありませんので、自主的といふことにはなるとは思ひますけれども、とにかく日米安保条約の締結と日本の今後の自衛力の増強といふことは、絶対に切り離すことのできない内容のものである、こういうふうに私は信じておるわけな

んですが、その点についてもう一度明確にさせていただきたいと思ひます。○加藤政府委員 この点はただいま御説明をいたしましたところで御了解願ふかと思つておられますが、アメリカはアメリカとしての軍事政策と申しますか、戦略、戦術を持つておると思ひます。私も大きな意味におきましては、日米の安保条約体制といふものによりまして日本の国防を考えているわけではございまして、しかしあくまでも日本の防衛力整備そのものは、日本の自主的な判断によつてやるのでございまして。これは事実上米側から干渉せられたことは何も私記憶しておりません。ただ軍事援助の關係におきまして、やはりアメリカ側に相當の援助を受けなければならぬので、そういう点についての交渉はございするけれども、日本の防衛力整備計画をどうしよう、あるいはどういふふうにしてほしいといふようなことについては示唆を受けたことはないでございまして。

○田口(誠)委員 ちょっと角度を変えて申し上げますが、今度の提案説明の劈頭に政府は、日本の国力国情に依りて防衛力の整備をする必要があることを認めて云々といふ表現を使つておられますが、この国力国情に依りてといふこの内容につきましては、これは安保条約の改定前と大きな変化があると思つておられます。そういう面から、この表現を使つた内容を説明を願ひたいと思つておられます。

○加藤政府委員 国力国情に依りました防衛力を整備していくといふことは、国防の基本方針にもきめられておることではございまして、これは從來か

ら一貫しておる方針でございまして。今新しい安保条約ができたことによつて、国力国情の点について相違が起つてくるのではないかといふふうな御質問であつたように思つておられますが、旧安保条約の時代におきましても、私も大きな防衛の面におきましては、今と変わらない。国連の安全保障体制といふものに終局的にはたよるのであるが、それができるまでは、実効を上げるに至るまでの間は、日米の共同防衛体制によつていくのだといふことは、国防の基本方針にうたわれておるのでございまして、その点については安保条約の改定と關係はないといふふうな考へておられます。あまり変化はないといふふうな考へておられます。

○田口(誠)委員 その基本方針でございまして、あくまでも基本方針といひました。日本の自衛力の整備にあつては、これは日米安保条約に基づく戦略構想を基調としての陸海空軍の自衛隊の均衡をはかる防衛力を整備することが基本方針だと思つておられますが、その点どうです。

○西村国務大臣 私からお答えいたしますが、昭和三十三年に国防の基本方針といふのを立てまして、われわれとしては今日それを中心にすべて考へておるわけではございまして。これ自体をお読みいただくとおわかりになると思つておられます。また御存じと思つておられますが、これはむしろ中心は国際連合の活動を支持する、そして国際間の協調、世界平和の実現、これがまず第一の眼目でありまして、その次は日本の国内の問題でありまして、民生安定、愛国心の高揚とか、国家の安全を

学兵器の競争を行なっておりまして、そうして兵器の競争において、この均衡において平和を維持していこうという考え方が一つあるわけなんです。それでこういう場合には、日本の国のような場合には、一つの兵器の均衡において相手方を恐怖に陥れて、そうしてこの均衡論によって日本の平和を維持していこうというこの考え方というものは、これは日本の場合には実際は通らないと思うのです。それで簡単に申

し上げますなれば、日本の自衛というものをよく口にいたしますけれども、自主性のない自衛というものは、真の意味の国民のための自衛にはならないということなんです。アメリカの方から時おりいろいろな注文が出されたり、時おり折衝をして、そうして向こうの言い分を聞いて、日本の防衛力を増強するというような自主性のない今日において、日本の防衛というものは、簡単に口にするけれども自主性のない自衛は真の意味の国民に対するところの自衛にはならない、こういうふうに考えるわけなんです、この考え方につきましてはどうお考えになりますか。

○西村国務大臣 日本の防衛は自立性がないというふうにお考えになっておられるのは、私としてはいささか違うと思うのであります。実は私も外部におりました当時は、いささかアメリカの介入があるのではないかと、うふうに想像しておったのであります。田口さんも防衛庁長官になられるとよくわかると思うのであります。案外日本の防衛庁というものは自主的にものをきめておるのであります。アメリカから要請を受けたからというのではなくて、あくまでも国防の基本方針に基づいてみずから考える。ただ残念ながら自主防衛ということに對しまして、必ずしも賛成なさる方々もあつたのであります。われわれとしても日本全体がもつと自主防衛の意欲をつけるべきであると考えております。同時にものを決定いたしますときには、われわれの政府があるいは国会の御審議を通して、政府がみずから作り上げておるのが今の防衛、自衛

の姿でございまして、ただそれが安保の關係におきまして、共同防衛の線を守る、その限度においてはもちろん関連がありまして、中心はあくまでも自主的にものをきめていく、こういうことを考えておる。また自分の体験を通じてまして間違いないと考えております。

○田口(誠)委員 長官のお話の防衛というこの表現は、これはその実態そのものは、日本側が自主的に判断をして行動をするのは、現在のところでは不可能であるということなんです。これはこういう席上で質疑応答の場合にははつきり答弁をなさらないのかもわかりませんけれども、日本の場合には、日本の自主判断におけるところの行動だけでは不可能である。アメリカ側の利害によつて行動がきめられることが相当に多くあるということなんです。それでまず米国の極東における原子戦略關係でございまして、これは日米安保條約との關係もありまして、軍事協力をすることになりまして、米国の極東における原子戦略そのものに協力をすることになりまして、日本の防衛力の増強をはからなければならぬということに結局なるわけでございます。そういう点で大きく国民は危惧しておるところがあるわけなんです。従つてこの面につきまして一つ明快に御答弁をいただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 これは少し比喩極端になるかもしれませんが、日本というものはから考えますれば、日本の国土の自衛というものが中心でアメリカに協力さしておる、こういう見方も私は日本の国土に関する限りはあり得る。極東

の安全ということを考えて参りますと、これは外部の關係でありますから、アメリカがいろいろ直接あるいは間接にやっておると思ひますけれども、日本の国土というものはから考えますれば、日本自体があるいは日本人の手で自衛する、また現在の自衛隊もある程度それにたえ得るだけの訓練と技術は不断にやらせておる、かように考えておるのであります。

○田口(誠)委員 私は重要な問題でございまして、新聞の切り抜きを保存しておつたわけでございまして、昨年の九月の六日にハーバード大学教授が防衛研究所で、自衛隊の幹部を集めていろいろと講習を行なわれまして、ときに、そのときに言われまして言葉は、相手を完全に打破できる場合は、原子兵器による先制攻撃が有効である、これよりほかにはないのだということとを指摘しておられるわけなんです。従つて日本の自衛隊の核ミサイル化も、これはこうした原子兵器を使用する攻撃部隊として、今後育てていかなければならないというところを裏づけした訓示をされておるのでございまして、今までの答弁から考えますと、今申しましたようなアメリカの軍事通の大学教授が日本へ来て、日本の自衛隊の幹部を集めて講習をされた、その内容からいいますと、考え方に大きな開きがあると思うのですが、この点はどうにお考えになるか。

○加藤政府委員 おそらくあのキッシンジャー教授のことをお述べになつたのだと思ひます。キッシンジャー教授が防衛研究所で話をしたことは聞いておりますが、どういふ話をしたかといふことは今正確には覚えておりませ

ん。しかし先制攻撃というものはやらないのだということ、この間もケネディ大統領の国防予算に関する教書の中にもはつきり述べられております。私もやはりケネディ大統領の言葉に信頼すべきだと思つてございまして。いま一つ、自衛隊の核ミサイル化とおっしゃいましたけれども、自衛隊はミサイルは取り入れようと思つておりますけれども、核兵器を導入しようという計画はありません。

○田口(誠)委員 今の答弁でいきますと、新聞紙上で発表されたり、私どもが把握しておる内容と相違があるわけなんです。とにかくあの研修所で行なわれた言葉の中には、完全な言葉の表現でいきますと、相手を完全打破できる場合の原子兵器による先制攻撃が有効であるということとを指摘されまして、そうしてその裏づけとして、日本の自衛隊が将来は核ミサイル化をしなければならぬのだという、またこういうような訓練を行なわなければならぬのだという裏づけをお話点についてもう少しわかつた方から明確にお答えを願ひたいと思つてます。

○西村国務大臣 キッシンジャー博士が防衛研究所で一人の学者として講演をしたという話、私の在任前にも聞いております。また一人の学者の意見でございまして、これは訓辭とかその他のことは絶対にあり得ない。しかも当時新聞に発表された部分には、その前後のおそらく過剰といひますか、表現等もあつて、そういうふうな一つの論が出ておるのではないと思ひます。が、私當時のそのキッシンジャー博士

の原文はまだ見ておりませんが、その原文全体を通ずると、必ずしもあなたのお話のようにはならないのではないかと、この点は確かめていたでございましてあります。それからキッシンジャー博士の、かりに田口さんのおっしゃるような、日本が核武装しなければ国土自衛ができないというふうな結論になつたといひました。これは一人の学者の意見であります。先般のケネディの新しい国防政策教書を拝見いたしました。世界戦略のアメリカとしても核兵器によつて先制攻撃は絶対にしないのだ、いわんやわが国はみずからの自衛をやるのであります。アメリカの戦略通りやるわけではありせん。そこでわれわれといひましたのは国土の自衛、しかもこれは先制なんといふことはあり得ないのではありません。国土の自衛である以上はみずから侵略を守る、従つてそれについてはわれわれとしては核兵器という、核装備というものは絶対にいたしません。これは総理大臣以下政府一致して、また歴代の内閣もはつきりその方針は明示申し上げておる次第であります。

○田口(誠)委員 日本の自衛隊が軍隊か軍隊でないかというその定義は、核武装をするしないということとでその定義がきまるのか。それとも内容設備の状態で、こういう点できまるのか。この軍隊か軍隊でないかという定義は何をもつてきまるのか。これは今憲法九条違反であるという議論が盛んに出ておるときだけに、こういう防衛二法案が出されて、日本の防衛力を強化される場合には、憲法の九条違反になるかならないかということも、大きなこれは

問題であらうと思うのです。従って私はきょうはこの憲法解釈上からの議論はしないでございませうけれども、今の答弁に関連をいたしまして、軍隊であるとか軍隊でないとかという、こういう点に対するところの一つの信用ある、國民に信用してもらえらる定義というものはどの範圍のものであるか、明確にしてもいいと思います。

○西村國務大臣 自衛隊が法律上の軍隊であるかどうか、この問題でございまして、これは従来の国会におきましても憲法上の論議としてかわされたのでありまして、自衛隊が外国からの侵略に対処する任務を持っているという点について、この外国侵略を防ぐという性格、任務、これから言つて軍隊というなら私は軍隊と言える、こうは思うのでありますが、しかしこの憲法九条二項にはつきり、国の交戦権は認めないということを言っております。あるいは軍法會議とか、その他普通の軍隊で認められておる特別な法的な地位が認められていない面があります。そういう意味におきましては、普通の軍隊とは法律上違つて、任務そのものから見すれば軍隊的な性格を持つており、またそれをあえて軍隊と言ふなら言えぬことではないでありませう。しかしながら法律上軍隊という、國際法上のいろいろな交戦権であるとか、あるいは法律上の特別な軍法會議といふとか、軍事裁判所、そういうものは日本の憲法には認められておりません。そういう意味で、自衛隊というものは一般の世界全体から、インターナショナルな意味からいつての軍隊とは性格が違ふ、こういうようにわれわれは考えております。

○田口(誠)委員 日本の憲法は戦争放棄をいたしておりますが、戦争と名のつくものは、日本の場合にはどういふ場合を戦争と名をつけるのですか。

○西村國務大臣 われわれは従つて自衛隊の行動、言いかえますればこれは憲法の戦力ではない、あくまでも実力である、こういうふうに従来から説明を申し上げてきておるのであります。戦力ではない、従つてそれによつて起こるものはあくまでも防衛的な実力行動である、こういうふうに解釈をいたしております。

○田口(誠)委員 戦争は、これはすべからず自分の国を守るための戦争であるわけですが、従つてそういうことからいきますと、今長官の御答弁からいきますと同じようになると思ふのですが、その点、何か相違はございませうか。

○西村國務大臣 私も専門家ではありませんけれども、もし戦争という、法律解釈としての戦争ということになりますれば、これは交戦権であるとか、それから國際法上その他からくるところの諸般の制約なり保護なりのあれが適用になつてくると思ひます。しかしこの場合はそうでなくして、われわれの解釈あるいは説明といたしましては、憲法九条に抵触しないところの自衛行動である。また従つてそこに位置するところの任務は軍隊的なものでありますから、任務そのものを考えれば、侵略を防ぐという任務から考えれば、軍隊と言つても言えぬことではないでございませう。しかしながら御存じの通り現在の法律では自衛隊法と言つております。自衛隊法と言つております。そういうふうな説明を申し上げておるわけでありませう。ただ時おり皆さんも三軍とおっしゃいますが、そういう意味では三軍とおっしゃつていただいても、任務において軍隊的な性格を持つておる、ですからこれを三軍とおっしゃいます。また一つ一つの通用語であらうと私は考えております。

○田口(誠)委員 過去の太平洋戦争の場合には、日本の場合、侵略という言葉がプラス・アルファされておられますけれども、プラス・アルファされて軍隊と言つておりましたけれども、これは普通の場合の軍隊というものはあくまでも自国を防衛するためのものであつて、軍隊と名づけておるわけですから、従つて日本の場合の防衛力の関係につきましても、やはりそれと同様な解釈がされるわけですが、何かそこに変わった解釈がありますか。侵略という表現がプラス・アルファされておつたのは、これは大体間違つておることであつて、こういう無謀な、日本の軍閥が当時権力をふるつてやつたのだから大いに間違つたことでありますけれども、普通の場合の軍隊というものは自国を防衛するために備えておるものを軍隊といつておるわけなのでございしますから、従つてその軍隊には自国を守るための必要な兵器、設備というものを有しておるわけなのであります。そうなりますと日本の場合には自衛隊という名前であつて、軍隊というものと表現は違ひますが、内容的に最近においては相違がないと思ふわけなのであります。これは警察予備隊のときで、日本の内乱の場合に役立たせるといふようなことも一つの大きな目的であつたやうな場合のもの、今日の場合とは大きな相違ができてきておるわけなのであります。なお今度提案されたところの二法案の内容を見ますと、これは昭和三十六年、三十七年という二カ年を目途としてという御回答でございしますけれども、これは第二次五カ年計画なり十年計画にのつての一年目の予算措置であり、いろいろな機構の改正であり、内容の充実であらうと思ふのです。従つてそういうことからいきますと、今御答弁のありました軍隊と名前をつけておるから、これは憲法に違反をしないものであるという、そのことだけで突っぱねられることはどうも間違つておると思ふので、その点をもう少し明快に答弁を願ひたいと思ふのです。

○西村國務大臣 むしろ法律解釈でございしますから、政府委員に法律の専門家もおられますから御説明申し上げてもよろしいのでございしますが、なるほど任務から考えますと国土の防衛、外敵に對してこれを防ぐ、これは明らかに各國の軍も持つておる性格でございします。この限度におきましては、私はこれをあえて通称軍と呼んでも言えないことではないと思ふのでございします。しかし一方それからくる憲法上の制約としては、交戦権あるいは軍法會議的なものをいうような一つの特殊な、身分上といひますか、強制力は持たせてない。また憲法上から、従つて国土の守りてございしますから、海外へも出ないという解釈をとつておるのであります。あくまでも自衛力を発動する自衛行動、この限度において国力困窮に応じてその調整をはかつていく。この限度において私は御理解いただけるのではないかと、こう思ふのであります。

○田口(誠)委員 この点につきまして、御回答は了解のできないものがありますので、これはまた同僚が日を変えて質問を申し上げると思ひます。

そこで私の主張が全くそのものずばりであるといふことを自信を持つて言えますことは、これは三月二十五日の新聞で見たこととございしますが、源田さんが、五月二十三日から六日までに、同隊創設以来の大規模な防空演習を行なう。昔でいうと大演習を行なうといふことを発表いたしましたので、それでこの内容は御存じでございませう。

○加藤政府委員 内容は存じております。航空自衛隊は昭和二十九年に発足をいたしまして、逐次訓練を積み、精度を向上して参つておりました、今までは三つの地区に分けておつたのでございしますが、今度初めて三つの地区を通じて、全国的に防空に對する訓練が行なえるやうな状態になつた。それを今度五月の末から実行しようといふこととございします。

この演習の目的は、防衛出動がありまして仮定いたしました、そのときにおける航空自衛隊の任務の遂行に必要部隊の指揮、運用並びに各部隊の行動を演練するためのものでございします。その概要といたしましては、要撃機の緊急の整備、それから要撃機のスクランブルと申しておりますが、すぐ機を發進していく訓練、それから整備緊急のスクランブル、これを支援いたしますところの通信、補給等の訓練、それから警報の伝達、離島のレーダー・サイトへの物資の必要な輸送、こういう

責任において政府の意思を決定しなければなりません。ところが残念ながらその間において政治情勢が昨年一年と違うものは、ほとんどそれらを決定するような安定した形でなかったわけであります。それでは三十六年度の防衛力整備はどうするのかというので、先

般一月の十三日に国防会議を開きまして、当面の防衛力整備の扱い方につきまして決定を見ました重要事項として、特にその中では三十五年度の中のワクの中ではあるが、十個単位を十三個に変えることは重要事項であるので、国防会議の法律に基づきまして、国防会議で十三個師団改編の決定を国防会議として、政府全体の意思として決定をする。そうしてそれに基づきまして現在の法案の中にそれが現われておるのでございます。従って同時にその国防会議において将来三十七年度以降はどうするかということについては、すみやかに防衛庁において次期防衛力整備計画を立案し、そうして国防会議で慎重審議の上これを決定する、こういうふうにはやはり政府の意思を統一して決定しているのが現状でございます。

○田口(誠)委員 そういふ決定はいつなされたのですか。

○西村国務大臣 これは新聞等で、また国会においてたびたび御答弁申し上げておるのでございますが、ことしの一月十三日に正式の国防会議を開きまして、十三個師団の改編とそれから次期防衛力整備計画はすみやかに防衛庁で立案を得た上は、国防会議で慎重に審議する、こういう決定を一月の十三日の国防会議で決定をし、政府の意思としてはっきりきめたわけであります。

は少なくとも日本の防衛力の増強の計画を立てる場合には、一年々その計画を決定をして国会の承認を得るというふうなものではないと思っておりますので、一応赤城官房長官が談話で発表された内容について現在の実態はどうなっているか、こういう点についてお聞きをいたしたいと思うわけですが。

それです第一に、千葉市の高射砲学校でございますが、これはわが国の初めてのロケット訓練隊でありまして、自衛隊のミサイル化のほんとうの支柱になるものである。従って陸上自衛隊のエキスパートを集めて技術と理論の研究、ミサイル兵器の訓練、技術研究、こういうようなものを行ないまして、このミサイル実験などを行なう中において、三十五年にはテキサス州のナイキ学校へ二百七十一名を留学させて訓練をさせるのだ云々ということをお聞きをいたしておりますが、今の千葉の高射砲学校というのはどの程度の規模で運営をされているものであるかというところが一つと、それからもう一つは、そこで訓練をさせることは、ただいま私の方から質問を申しました内容のものであるかどうかということ、それからナイキ学校へ留学させる云々の点についてどのようになっているのか、この三つに分けてお答えを願いたいと思っております。

○小幡政府委員 お答えいたします。千葉の高射砲学校の規模につきましては、現在学生年間の教育量は二百四十名でございます。この学校には、御承知のように高射砲の研究が主でございますが、あわせてまして射撃訓練、そういった電子工学の点で若干ロケットに關係する部分がございます。

それからナイキのために米留学の予定につきましては、前年度四十五名を予算化しておりましたところ、いろいろな事情によりまして渡米がおくれまして、とりあえず三名を選抜して派遣すべく目下手続中でございます。なお今年度の予算に計上いたしておりますのは百五十六名でございます。これは渡米いたしまして向こうの武器学校、防空学校あるいは施設学校等へ入りまして、そこで約二カ年教育を受けまして、最後に部隊としての訓練が完了した際に、ナイキ・アジャックスを装備として受け取りまして日本へ帰りまして部隊になる、かような構想で現在渡米の準備を進めております。

○田口(誠)委員 予定通りいかなかったというところは明確でございますが、留学の關係については三名を手続き中ということですが、一人も行っておりませんか。

○小幡政府委員 ミサイルの集団留学としての要員は一人も行っておりません。

○田口(誠)委員 ミサイルのという表現が中に入りましたが、私が申し上げておるのはテキサス州のナイキ学校に一人も行っておらないかどうかということでございます。行っておるでしょうか。

○小幡政府委員 今度のミサイルの集団留学ではなく、ロケット実験隊關係で短期視察で参った例は昨年度ございまして。

○田口(誠)委員 留学と短期視察との相違でございますが、短期視察というのはどういうような目的で、どの程度の期間行って、いつ行っていつ帰ったということなんでしょうか。まだ向こうへ行っておるのかどうか。

○小幡政府委員 今手元に名簿等資料がございまして、大体のことをお答え申し上げます。陸上自衛隊のロケット關係の關係者がたしか七、八名と思っておりますが、チームを作りまして向こうへ行きまして、約二週間から四週間程度だと思っておりますが、軍学校等に参りまして、ミサイルの実際のチームとしての研究の仕方とか、あるいは整備の仕方とかを研究して帰ったという例はございまして、長期間向こうへ留学したという例はまだございません。これから準備中のものがこれだけということとあります。

○田口(誠)委員 二週間くらいのもものは、沖縄へちよつと行っても二週間くらいかかるのですが、二週間くらいの研究で役立つことになるのかどうかというところが疑問になるわけです。その点どうなんでしょうか、ちよつとそれを言っておるようには考えられるのですか。

○小幡政府委員 自衛隊の海外出張の中には、三カ月ないし四カ月以上のいわゆる長期留学と、それからオリエンテーションと申しまして、四週間あるいは五週間程度の短期視察がございまして、短期視察は向こうでガイダンスのオフサイアがオリエンテーションの準備をいたしております。非常に期間が短くございまして、すべての機能のエキスを毎日非常に緻密に朝早くから夕方までやってくれるという手の込んだ講座がございまして、これは非常に短期でございますが、効果があるものと考えております。

○田口(誠)委員 まあ回答は回答としてお聞きをいたしておきます。先ほど長官からも説明がありまして、ミサイル化はするけれども核弾頭をつけない、核武装はしないのだと言っておられますが、これは昭和三十四年、立川へサイドワインダーが持ち込まれた当時でございますが、その当時飛鳥田さんの質問に、核弾頭をも秘密裏に持ち込むこともあり得るという答弁を、おそらく装備局長でしたか、がしておられると思うのです。こういう点からいいますと、先ほどの長官の答弁はちよつと矛盾してゐると思ひますが、その点どうなんでしょうか、あり得るのですか。

○西村国務大臣 自衛隊が核弾頭を秘密裏に装備するということは絶対にありません。また政府といたしましては、そういうことについては政策として絶対にしないと、公開の席上でたびたび言明をいたしておりますから、あり得ないと思ひます。また当時そういう答弁が行なわれたということも私は初耳でございます。まして、おそらくそういうことはあり得ないのではないかと申すのであります。

○田口(誠)委員 これが事実相違があるということならば別問題ですが、私は文章で把握をいたしましたので、次の御本人がおいでになりますので、次の機会にでも事実と相違があれば指摘されたいと思ひますけれども、私が文章で把握をいたしておりますことは、ちよつと昭和三十四年の十一月九日に――これは七日にサイドワインダーが持ち込まれたんですね。それで九日に交渉団が行きまして、原爆すらわれわれの知らぬ間に持ち込まれる憂いもあるのではないかと、こういう指摘をいたしましたら、そのようなこともあり得ると答弁をしておられるわけなんです。この

点は御存じないのですか。これは装備局長じゃないですか。

○塚本政府委員 核弾頭が持ち込まれることもあり得るというようなことは申した覚えはないのですが、よく調べますが、私としてはそういうことは言っておりません。(飛鳥田委員「書いてあるのだよ」と呼ぶ)

○田口(誠)委員 今横から御本人も言っておられますが、そういう御答弁をなさっておるわけなんです。従ってこれは政府の重要な防衛庁の位置におられる方が発言されておられるのだから、あらためて防衛庁長官がここでそういうことがあり得ないと言われている、これはこういう国会で外部的な関係もあるから、そこは上手な答弁をしておくといいことで、あり得ないと言われるかもしれないけれども、事実昭和三十四年の十一月九日にそういう言葉のやりとりがあったということが明確になっておるのですが、どうですか。装備局長、この点どうしても考え出せませんか。

○塚本政府委員 三十四年の十一月九日に核弾頭も持ち込み得るのだということは、私としてはそのときの政府の方針といたしまして、絶対核武装をしないということで徹底いたしておりましたので、そういうことを申すはずはないと思うのであります。

○田口(誠)委員 これはあのときの交渉国がいろいろ追及をいたしましたけれども、装備局長はきわめて上手な答弁をされた。上手な答弁とは政府側からいって上手な答弁で、あいまいなこともあったわけなんです。そういう答弁がなされておったから交渉国の方から、それならば原爆すらも

われわれの知らぬ間に持ち込まれる憂いがあるのではないか、こういう指摘をいたしましたら、そのようなこともあり得る、こういう御答弁になっておるわけなんです。どうですか。

○塚本政府委員 私としてはそういう答弁をしたことはないと思っておりますが、よく調べましてまたお答えいたします。

○田口(誠)委員 調べてどういふことになるのですか。

○塚本政府委員 調べて、私の発言の中に核弾頭も持ち込み得るのだというところをもし申し上げておいたとすれば、いろいろ前後の関係があるいはあるかと思ひますので、そういう点よく調べまして、また御答弁申し上げたいと思ひます。

○田口(誠)委員 これはその当時相当に問題になりましたサイドワインダーの秘密裏の持ち込み、時間のずれ、こういう点で大きな問題を起こしたわけなんです。先般も九十発のサイドワインダーが持ち込まれたときには、これは全く秘密裏になされたおるといふことなんです。そうして現在は愛知県の春日井市の高蔵寺の補給倉庫ですか、そこに保管されておるといふことですね。それでこの中には弾薬が詰まっております。いわゆる模型といふか、そういうものが三十発とか入っております。こういうものが、こういう試験というものはもう済んでおるわけなんです。昨年持ち込まれたものによつて、実験が済んでデータが出ておるわけなんです。今ごろそういうものを持ち込まれる必要がないと思うのですが、あえてこうした三十発も含めて持ち込まれたといふことについては何か

事情があるのですか。

○塚本政府委員 それは訓練弾でありまして、実弾と訓練弾と両方ありまして、訓練に使うということでありまして、試験ということでありません。訓練のときとちょうど空砲を使って訓練をいたしますのと同じように、サイドワインダーにつきまして、訓練弾の方が多い意味で訓練弾も合わせて輸入いたしましたわけでありまして。

○田口(誠)委員 当時訓練弾といふのは、とにかく飛行機につけてどの程度飛んでどういふ目的通りの成果を得られるかどうかというのをためしとみる、訓練をしてみようということとで昨年、三十四年に十四発導入したのだということを言っておられたわけなんです。その訓練が終わつてデータがもうできておるわけなんです。それでなおこういう訓練を三十発行なうとしたら、これは前のものとあとからのものと、だんだんふえていくわけなんです。それが、そうすると訓練をする場所が相当に範囲が広まったのか。それとも何かほかの事情からアメリカの方からやむを得ずそういうような要らぬものと一緒に買わなければならなかったのか、そういう点についても明確にしてもらいたいと思ひます。どうも理屈が合わないと思ひます。

○塚本政府委員 ただいま申しましたように訓練弾は、あくまで演習等におきまして訓練に使うわけでありまして、前に輸入いたしました十四発、これにつきましても、まだ飛行機に装着いたしました実際の発射はまだやっておりません。地上の性能の試験をいろいろやっておりまして、そういう実際

の訓練は、特に実行につきましては、射場の関係もありまして、まだ実際の発射もやっておりません。そういう意味におきまして、従来輸入いたしました訓練弾も、まだ実際に発射訓練をやったことはないわけでございます。

今後いろいろ演習等におきまして訓練をいたします場合に訓練弾は使うといふことでありまして、実弾を絶えず訓練のときに使うという必要はないわけでありまして。そういう意味で、訓練弾も相当数要するというわけでありまして。

○田口(誠)委員 その訓練といふのは、飛行機につけて離陸したり着陸したりするだけのものか、それとも実射をしてみたいのか、その点どうなんですか。

○塚本政府委員 訓練弾につきましては、実際飛行機に装着いたしまして発射の訓練もやるわけでございます。発射はまだやっておりません。

○田口(誠)委員 熊野灘でやったのではないですか。

○塚本政府委員 熊野灘でやる準備をいたしておりますが、まだ実行はいたしておりません。

○田口(誠)委員 ただいまの言に相違はございませんか、確認しておきます。

○塚本政府委員 訓練弾につきましてはまだやっておりません。

○田口(誠)委員 そういう点については、自信を持ってお答えになったのですが、現地との連絡というものを密にされて、全く自信のあるものかどうかということなんです。これはただ単に邪推で言っておるのじゃないので、熊野灘でやっておるといふことから私は質問をしておるのだから、その点一つ

自信を持って答弁していただきたいと思ひます。

○塚本政府委員 擬制弾といふのがありまして、これはもちろん発射いたしましたも全然爆発しないものであります。訓練弾は、実弾ほどではありませんが、ある程度火薬を積んでおるわけでございます。そういう意味におきまして、訓練弾はまだやっておりませんが、擬制弾はそういう意味でもう全然被害がないわけでありまして、擬制弾につきましては実験をやっております。

○田口(誠)委員 サイドワインダーが立川へ来ましてときに、三種類あるといふようなことは公表されていなかったのですが、それはどちらかへつくものなんですか。二つしか発表されておらぬですか。

○塚本政府委員 当時第一次に着きましたものは、実弾が八発と訓練弾が六発、合わせて十四発ということで、十四発という発表をいたしたかと思ひます。その中に訓練弾が六発あったというところでありまして、そのほかにはさらに擬制弾等も輸入いたしておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 その擬制弾といふのは十四発のほかに来たのですか。

○塚本政府委員 十四発のほかにあります。

○田口(誠)委員 それは立川へ持ち込んだときに同時に持ち込んだのですか。

○塚本政府委員 その点まだ手元に詳しい資料がありませんので、十分調べまして御答弁申し上げたいと思ひます。

○田口(誠)委員 その点につきまして

は次の質問者がお聞きをしたいと思いますので、その点を調査して明かに答弁のできるようにしておいていただきたいと思うわけであります。

そこで防衛庁長官に閣連をしますからお聞きをいたしますが、少なくともミサイルが日本に持ち込まれて、現在のところでは九十発が高蔵寺の倉庫に保管されておる。そうしますと春日井市の高蔵寺の倉庫から何キロ離れたところではないのです。もう倉庫即敷地になって、二万戸の住宅を建てることを市が決定して、あの倉庫に対してはミサイルというようなのは持ち込まぬようにしてもらいたいのだ。ただその他の雑品なら現在倉庫があるのだからやむを得ないけれども、ミサイルというようなのを持ち込まぬようにしていただきたい。聞くところによると先ほど質問を申しましたように、核弾頭も秘密裏に導入する場合もあり得るというようなことを昨年言われたくらいだから、地元の方ではそういう点を非常に心配して、防衛庁の方へ請願の書類が来ておると思うのですが、これは来ておりますか。

○塚本政府委員 私その請願の書類が来ておるということをまだ承知いたしておりませんが、よく調べまして……

○田口(誠)委員 内部関係でございませうけれども、そういう書類の来ましたときには、結局着信の係の者が着信をして係長さんなり課長さんなり局長さんなり部長さんなりに持っていくわけですから、こんなものとは思いますが、こういう重要な内容のものが、その側に当たる重要な地位の方に行くまでには、一体全体防衛庁の關係はどのくらい日

にちがかるのですか。これは内部的なことであつた失礼でございますが……

○塚本政府委員 そういう重要なものにつきますしては、なるべく早くやるようにいたしておりますが、その件につきましては私まだ聞いておりませんが、至急調べまして御答弁申し上げたいと思ひます。

○田口(誠)委員 その問題について大きく疑惑を生じておりますことは、市がそういう決意をして防衛庁へ要請をするのだということになりましたならば、これは防衛庁のどの係の方がその担当の方かわかりませんけれども、あの近くに病院があるそうなんです。その病院に防音装置を行なうことになっておるけれども、そんなことをやったら、お前の方の防音装置もちよつと考へなければいかぬというような圧力が加かつて、その書類が県庁に行つたりして手取つたというようなことも聞いておるのですが、そういうようなことが事実あつたのかどうか。

○木村(秀)政府委員 ただいまおっしゃいました防音装置とサイドワインダーの保管とは全然関連のない問題でございまして、防音装置は御承知のように航空機によるものでありまして……

○田口(誠)委員 それはわかつておりますが、今の書類の問題について圧力が加かつておる……

○木村(秀)政府委員 その事情は私全然聞いておりません。承知いたしておりませんので、事実を確かめるために若干時間をおかし願ひたいと思ひます。

○田口(誠)委員 聞いておらなければそれでいいと思ひますが、少なくとも自治体がそういう決意をして、正式の請願なり要請書を出そうとする寸前に、それでは困るといつて、どの省でも同じでございませうけれども、防衛庁が圧力的なものをかけていくというようなことは慎まなければならぬことではないかと、ただいまの答弁通りでございまして、ただいまの答弁通りであればまことにけっこうだと思ひますけれども、そういうようなこともあつたというのを聞いておりましたので、念のためにここで確認をいたしたような次第でございまして……

次にお聞きをいたしたいことは、先ほどの国防の基本方針でございまして、御答弁があつたのでございましては若干けれども、これはどこかの会議でやられてきちんと明文化されておるものか、それとも担当の事務官が頭の中にしまひ置いて計画を立てられておるものか、こういう基本方針を、決定する場所はどこなんでしょうか。

○西村国務大臣 立ちましたついでで失礼でありますけれども、先ほどの高蔵寺のミサイルでございまして、これは私どもの方でも現地の陳情書がおりますのでよく調べます。ただ一言この際申し上げたいのは、ミサイルそのものは解雇できないのではないかと。その点は起爆装置その他と一緒に取りまして初めて危険を生ずるかどうかという点を明らかにしなければ、ミサイルが置いてあることを火薬が積んであるのと同じような形に直ちに扱ふべきかどうか、またその防護の態勢が必要かどうか、その点はさらに私どもで調査してみたい、御陳情の御趣旨について必要があれば地元の方々の御意見も十分に

聞いてみたい、こういう考えでございします。

それから国防の基本方針でございするが、これは御存じの通り国防会議法というものがございまして、防衛庁設置法にも国防会議の権限が書いてございします。そこで数回繰り返して、昭和三十三年五月たしか二十一日と思ひますが、最初の国防会議が行なわれまして、まず日本の国防はどうあるべきか、こういうことをたびたび議論しました。そこにもちろん正式の国防会議議員として総理大臣、外務大臣、防衛長官、大蔵大臣、経済企画長官、それにオプザーバーとして通産大臣その他が入りまして、そこで決定をいたしましたのでございします。政府といたしましては正式の機関におきまして正式の方

法によつて決定をする、自來この方針を一応中心に考へておる次第でございします。

○田口(誠)委員 その点私の聞こうとすることが聞けないのと、それから基本方針としてきめられておるものが先ほどの答弁から抜けておる面もございしますが、これはまた他の先生がかわつて質問をされると思ひますので、私はこの問題はこれで打ち切りました、さらに赤城さんが談話をいたしましたときに、これも新聞に載つておつたこと

でございしますので信用のできるものであらうと思ひますが、私は確認をした

と思ひます。とにかくこの民間の兵器産業のミサイル生産というものを相

当急テンポに行なわなければならぬのだというところ、それからこれはいつも

アメリカの方から買ひ入れるというこ

とでなくして、やはり国内で生産を行

なわなくてはならないのだ、こういう

ことから経団連の防衛生産委員会が三

十四年の九月に發表した生産額により

ますると、三十五年に金額でいうと二

億円、三十六年に七億円、三十八年度

に七十一億円、三十九年度に九十一億

円、四十年度になりますと九十五億

円、四十一年度になりますと百五十

億円というふうな発注が見込まれてお

るのだ。だから経団連の方ではその態

勢をととのうべく、万端の準備をしな

くてはならないというように發表いた

しておるわけなんです、こういう点

について御存じであるかどうか。やは

りそういう計画をお持ちになつておる

かどうか。数字は違つておるといたし

まして、そうした日本でミサイル生

産を行なう意思をお持ちになつておる

のかどうか、この点についてお答えを

願ひたいと思ひます。

○塚本政府委員 経団連でそういうよ

うな、いわゆる経団連のいろいろの目

標と申しますようなものを作られたと

いうことは聞いております。ただ防衛

庁といたしましては、ミサイルを国産

化するかどうかという問題はこれから

の問題でありまして、二次計画におい

てミサイルをどう取り上げるか、なお

また将来国産化するかどうかというこ

とは、現在のところまだきめておりま

せん。

○田口(誠)委員 民間の会社が全然防

衛庁の意向を打診せずに、勝手にそん

な計画を立てるといふことはあり得な

いと思ひます。従つてこれにはやは

り一つの計画に基づくところの示唆が

与えてあると思ひますが、この点は

どうなんでしょうか。

○塚本政府委員 経団連に対して防衛

庁の計画を示唆したといふことは私は

存じません。またそういうことはないと思います。第二次計画もきまつておりませんので、将来どうするかということは、防衛庁としてまだ言えるような計画というものは持たないのでございます。そういう点で防衛庁の計画を示唆したということはないと思います。

○田口(誠)委員 そうしますと、結局赤城さんの談話から発してこういうような計画がされておるのですから、その当時に赤城さん個人が当時の防衛庁長官として、個人でそういう計画を立てられたのでなくして、これはやはりそれぞれの専門の幕僚会議とか、いろいろなそういう権威ある会議によって計画の立てられたものを、今度の第二次計画として発表されたものであろうと思うので、こういう点について全然御存じでないということはおちよと受け取れないわけなんです、その点どうなんですか。

○西村国務大臣 ミサイルの国産化というものは、確かに赤城構想といいますが、防衛庁の一つの過去の試案の中に多少顔を出していると思えます。私といたしましては、兵器の近代装備に伴って国産化ということ、必要限度は推進していかねばならぬと考えております。そこらにはもちろん防衛庁として経団連なりその他をつつとわけてはいいのですが、装備の近代化という面から、産業としてもそれらに對して将来どういうふうに行っていくかという研究あるいは考へ方というものを待つのは、私は当然ではないかと思えます。それが経団連の一つの研究として発表になったので

はないか、こう考えておる次第でございます。

○田口(誠)委員 御提案になっておりますところの師団に今度改編をしたというこのことは、考えますに日本軍の戦前の軍隊そのものに、内容においても規模においても軍隊同様に進行するという計画のようにかがわれるのですが、この点はどうなんですか。

○西村国務大臣 十三個師団再編の問題についての考え方ということだろうと思いますが、私も少しは昔の軍隊に戻るといふ考えは全然ございせん。言いかえますれば、昔の軍隊はゼロになったのであります。ゼロから発足して今日の形態になっておる。従って、その基本が全然違つておると思ひます。御存じの通り自衛隊の運用は、出動に際しましてはシビル・コントロール、国会の御承認をいただくというふうな非常にきついシビル・コントロールに立つておりますので、基本が昔の軍隊とは全然違つておるわけでありまして、こういう点でまず一つの基本が立つておると思ひますが、同時に今度は、内部の編成がえの問題につきましても、今まで十単位で混成団というふうなものでやつて参りましたが、長期間の運用その他を考へまして、体験に基づいて、むしろ小型化して機動力等を發揮させるという意味から、十三の単位に切りかえようということでございます。いまして、昔の旧師団に返る、あるいは旧軍に返るという構想は全然ないわけでございます。

○田口(誠)委員 今持つておられる構想の中で、ミサイルの導入される面は、もちろんサイドワインダーはあるか。

○西村国務大臣 私が知っておりますところでは足りなければ、専門の政府委員の諸君からお答え願ひますが、空対空としてまして、空の自衛隊の方にはサイドワインダー、それから海の方は、艦船から空へ向けるターター、それからまだ所管はつきりきまつておらないやうであります、いずれはナイキというやうな問題も出て参ると思ひます。これは先ほど来のお話の通り、アメリカで訓練を受けて初めて二年後に日本の国内において訓練されるわけでありまして、それ以外に陸上自衛隊としましては、先般御存じの通り小さいものであります、対戦車のミサイルというやうなもの技術開発をやつておる、こういうやうなのが現在の状況ではないかと私は考へておる。

○田口(誠)委員 そうしますと昭和十八年には、とにかく二年の訓練を終えた優秀な方が帰つてこられるので、結局そのときにはナイキ・アジャックス、ホークというやうなミサイルが発注されるということになるわけですか。

○西村国務大臣 ナイキは御存じの通りアジャックス型とかハーキキュリス型とありますが、日本で今入れようとするのは、二年後におきましてアメリカからもちらうものでナイキ・アジャックス、しかもこれはたくさんなものでございまして、たしか四個大隊の一式程度のものであります。これらは直ちに国産というわけにはいかぬと思ひます。と申しますのは、ミサイルの開発は、防衛庁の技術研究本部等ではで

きるだけ日本の国情に適した小型なものとして考へております。同時に国産化したしませんが、それが継続生産になるか否かによつて、民間ベークスでありまれば採算というものも考へなければならぬと思ひますのでござい。そこらをおねかせして、われわれとしては日本での程度国産する、それから日本の防衛上どの程度のものが必要であるか、これらを実際に即した考へ方で防衛力整備計画等で検討を加えて積み上げをして参りたい、こういう考へでございます。全体が直ちに国産化され、あるいは全体の今言われたやうなナイキ等がたくさん置かれるというところは考へられませんが、いわんやホークであるとか、それ以上に大きなものは、当分考へられることではないかと私は考へておるのであります。

○田口(誠)委員 西村防衛庁長官という優秀な防衛庁長官が着任されて、そして今度二法案を出される場合に、少なくとも先を見越した、計画のもとに第一次として出されておられないというわけですか。ただここで日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法というものがあつたが、これに基づいてきまつておつても言えないのか、その点どうなんですか。

○西村国務大臣 ナイキにつきましては私よく存じておりますが、秘密保護法の関係は、現在の秘密保護法で私は十分ではないかと思ひます。

○田口(誠)委員 今あるところの秘密保護法というものは、個人対個人あるいは政府対国会、それから日本国と他国、いろいろあるわけですが、そういう

う範囲はどこまで秘密を守らなければならぬものであるか。単独立法を作らなくても、現在あるところの保護法によつていけば、どの程度までその秘密保護法の適用ができるのか。

○加藤政府委員 御承知の通り日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法でありまして、米國から相互防衛援助協定、船舶貸借協定及び合衆國の艦艇の貸与に関する協定、これに基づきまして日本が貸与、供与を受けるところの船舶、航空機、武器彈藥その他の裝備品及び資材等が、秘密保護法の対象になるわけでありまして、これは日本の国内法でありますから、日本の国内法としての適用範囲であるわけでありまして、

○田口(誠)委員 従つて政府対国会の場合も適用されるということなんですか。

○加藤政府委員 これは今申し上げました通り、日本の国内法として御制定願つたものでありますから、私は同様にて考へております。

○田口(誠)委員 適用されるわけですね。

○加藤政府委員 そうです。

○田口(誠)委員 そこでそういうことになりまして、聞こうとすることを十分に聞いて議案の審議をすることが、困難な面が途中で出てくると思ひますが、そういう場合のテクニクとして、そういう場合にはどういうやうな方法をとられるのか。これは国会対政府の場合です。

○西村国務大臣 条文をお持ちになつておられないかもしれませんが、これをこらんだだきましても、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の防衛

秘密というのは、左に掲げてある事項

というところで「構造又は性能」「製作、保管又は修理に関する技術、使用の方法」というように技術面でありまして、すけれどもわれわれとしては、この法律に触れない限度におきまして、御納得のいくような説明方法をとりながら、この法律と真正面にぶつかる部分だけは国会においても御遠慮願っていただくのが、普通の建前ではないかと考えております。

○田口(誠)委員 触れる面は全く遠慮願うということであるのか。それとも少数の人に了解の得られるそういう内容の説明ができ得られるものかどうか、この点を一つお示しを願いたいと思います。

○海原政府委員 お答え申し上げます。法律的な解釈問題につきましては、法制局の方とも打ち合わせましてあらためてお答えしたいと思っておりますが、現在この法律によりまして防衛秘密として指定されておりますものの具体的な実例を申し上げますと、たとえば申しますと哨戒機あるいは警備艇、掃海艇、そういうものに積んでおります装備品、資材のうちのレーダーであるとかあるいは掃海用具、射撃装置あるいは魚雷とか機雷などの部分でございます。そういうものについての文書、圖書というものが、一応防衛秘密というように指定されております。これは三十六年一月で大体一千件程度のものがございまして、すべてそういうきわめて技術的なこまかい特殊な知識でございますので、国会におきまして御審議のあるいは参考ということにならないようなきわめて特殊な部面ではないか、このように考えております。

ます。

○田口(誠)委員 そうしますと今のサイドワインダーなどの持ち込みの場合に、全く秘密裏に持ち込まれるというあの秘密というものは、この法を適用されておるのかどうか。

○海原政府委員 適用されております。先ほど申し上げましたようにアメリカから援助協定に基づきまして、供与されます装備品そのものについての技術的な秘密でございます。そういうものがくるとかこないとかというところの秘密は、これによつては関係ございません。

○田口(誠)委員 三十四年の場合でも今年の場合でも全く秘密裏にサイドワインダーが持ち込まれて、非常に国民の疑惑と恐怖をかもしたわけなんです。が、こういうものにつきましましては、今後は発表をされるものか、それとも全く秘密裏に持ち込まれるものであるかどうか。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

○加藤政府委員 この点につきましては、今お話がありましたごとく秘密保護法の適用はないわけでございます。サイドワインダーにつきましましては、持ち込み後に公表をしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 昭和三十四年に立川に十四発持ち込まれた当時は、飛鳥田さんから質問をされたときに、時間的にまだ持ち込んでいないと言われた前に持ち込まれておったというようになっております。そういうことから、ミサイル関係の兵器については秘密裏に持ち込まれるということを、国民は常識的に考えておるわけなんです。

す。従つて今後はミサイル兵器でも、そういうような秘密的な行為のもとに輸送をしたりあるいは持ち込みをしたりますことがないのかどうか、また国民の疑惑を生ぜしめるようなことをあえてなされるのかないのか、この点明確にしたいだいて今後の処置をお願いしたいと思うので、一つ明確にしてもらいたいと思う。

○加藤政府委員 サイドワインダーの件につきましては、日本で購入いたします前に国会でサイドワインダーを購入するということは御説明したのでございませう。

○田口(誠)委員 予算の場合にそういう点の説明もあつたらうし、予算化もされておると思ひますけれども、そうしたミサイルの持ち込まれる場合には、相当大きな関心を国民は持つておるわけなんです。それを全く秘密裏に持ち込まれて、しかも昭和三十四年の場合なんかは、国会で質問されたときにはそういうことはあり得ないと言つておつた、その時間の前に立川に持ち込まれておつたというあの事実からいって、非常にこういうミサイル兵器の持ち込みに対しては大きな疑惑と恐怖心を国民は持つておるわけなんです。ここで明確にしたいだきたいことは、今御答弁のありましたように、国会において承認が一括してしてあるのだというようになことでなしに、こういうものを持ち込まれる場合には、秘密裏に持ち込むのでなしに、これは公に持ち込まれるものであり、また公表されるものであるというものであれば、そのように一つ御答弁を願いたいので

○加藤政府委員 ただいま申し上げます。した通り、こういうものを購入するといふことはあらかじめ御説明をし、御了承を得ておるわけでありませう。お尋ねはいつ持ち込むかということだろふと思ひます。これは私は必要に應じ公表をするといふことでよろしいのではなからうかといふふうに考えております。

○田口(誠)委員 必要に應じといふその御回答はきわめて名答でございませう。それが必要といふことは、少なくとも国民がミサイルといふものに対して一つの恐怖心からされておるわけなんです。そういうものと、そういうものを持ち込みをされる場合には、当然これは公表をして、そうしてこれは核弾頭がついておるものなのか、あるいはこれは弾薬の詰まつておるものなのか、こういうようなことを公表をして安心をさせて導入をされることになるわけなんです。そうしますと先ほど質問申し上げましたところの幾種類かのミサイル兵器に対しても、同じような考え方ができるわけなんです。ありまして、その点につきましまして明確にしたいだきたいと思ひます。

○加藤政府委員 ミサイルにつきましても、その性能等につきましましてはいろいろ御説明をしておるわけでありませう。また核弾頭は日本としては持ち込む意思はないといふことも、明瞭に何回か今まで申し上げておる通りでございます。サイドワインダーには核弾頭はつかないものだ、しかも国会で御承認をいただいておるといふようなことでございませう。その発表につきましまして、その当時の状況等を考えまして、適当な措置をとるようになしていただ

いていいのではなからうかといふふうには私は思ふのでございませう。なおこういうふうなミサイルにつきましまして一般の恐怖心を除く方法等につきましては、防衛庁としてもさらに努力をいたさなければならぬといふふうに考えております。

○田口(誠)委員 ミサイルには核弾頭は現在ついておりませんけれども、これはつけられるものがついておらないといふことであつて、サイドワインダーには核弾頭はつけることができないのだといふことではないでせう。

○加藤政府委員 サイドワインダーには、核弾頭は構造上つけ得ないといふふうに私は承知しております。

○田口(誠)委員 それでは台湾の沖上で米軍が成果を上げたことがありますが、あれはどうなんでしょうか。

○加藤政府委員 これはやはりサイドワインダーは、核弾頭はつかないようでございます。ただこの性能は非常に優秀なものでございまして、具体的に申し上げますと、今われわれが持つております86Fに搭載しております機関銃では、有効射程が千メートルぐらいでございます。いましやうが、サイドワインダーになりますと七千から八千ぐらいに到達する。しかもこれはいろいろな条件によります。天候の条件とかいろいろございませう。これは御承知かと思ひます。が、熱に吸着をするミサイルでございまして、百メートル先のたばこの火に吸着するぐらいの能力を持つておるといふふう聞いておりますので、非常にこれは優秀なものであることは間違いないと思ひます。核弾頭をつけなくて

います。

○田口(誠)委員 ここでサイドワインダーの話に入りましたので、なお防衛庁長官に確認をしておきたいと思いますが、先ほど愛知県の高蔵寺の関係を申し上げましたが、こういうものを持ち込む場合には、地元の人たちの了解を得て——了解といってもその度合いがなかなかむずかしいと思ひますけれども、とにかく秘密裏に持ち込むというのでなしに、やはりある程度地元の人たちの了解を得て行なわれるというのが妥当であらうと思ひます。特に高蔵寺の場合なんかは、倉庫のそばにへつつきもつつきで二万戸の住宅を建てることを市が決議をいたしておられますだけに、高蔵寺におけるそうしたミサイルの持ち込みについては大きな関心を持っておりまして、そういう場合の協定と申しますか、地元の了解といひますか、こういう点について何か考案がございせんか。

○西村国務大臣 実は私は防衛庁長官になるまでは、ミサイルはあまり知らなかったものであります。これは防衛庁自体がもう少し努力をして——うっかりすると世間ではミサイルと原水爆、核弾頭を一緒にした議論が行なわれておるのが案外一般論でないか。むしろミサイルは近代的な兵器で、特に空の場合におきましては音速をこえる飛行機の防空としては、高射砲にかわって使わなければならない。これは常識論であります。この常識論というものを私どもとしては今後も十分に御理解をいただくように、各方面に働きかけていかなければならぬと思ひます。従つてサイドワインダーを持ち込む場合でも、私らとして持ち込んだ結果

におきましては公表もし、また国会において政策的な面から御質問があれば、できる限り私どもの方としては御説明も申し上げ、御了解を得て御審議をいただきたい、こう考えております。

ただこれを持ってきて置く場合に、隊内の敷地に入れる場合に、一々地元と協定を結ぶとか、あるいは一々細部にまで地元の了解を求める、そういう考えは今ではございせん。ことに私も、ミサイルを理解しないで反対をなさる方々に対しては、やはり他の面からも努力をしなければならぬ。それが、そうでない別の御意見のもとにただ強烈に反対運動をなさる、政治闘争に持つていくというような面から考えまして、そこでいたすなら摩擦を起こすということも従来におきましてはあったのであります。そういうような面の結果に陥らぬように、私どもとしては必要に応じて妥当な方法で持つていく。それから先ほど申し上げましたように、サイドワインダーを置いたからといって、それが直ちに危険だ、そう簡単に結論は出ないのではないか。ミサイルが起爆されて初めて弾頭が爆発する、発射される。その起爆装置との関係、われわれは専門でありませんが、十分に考えた上で、ミサイルそのもの、サイドワインダーが置いてあるから直ちに危険だ、この点は十分検討を加えてみたいと私は考えております。

それから国会の答弁でございまして、ちよつと手直しをさせていただきますのは、さつきナイキ四個大隊と申しましたが、中隊のことです。これは民

○田口(誠)委員 そうしますとサイドワインダーというものの弾薬の詰めてあるものは、輸送その他についての危険性というものは絶対にあり得ないものですか、どうなんですか。

○塚本政府委員 弾頭の部分だけはやはり爆発物が入っておりますので、危険物に扱っております。

○田口(誠)委員 今度高蔵寺に運ばれる場合に、民間輸送を使用されたというようなことを聞いておりますが、こういう面の危険性に伴うところの一つの監督とか準備とか、また補償とかいう面について、どのようになされたのであるか、今後どうされるか、承りたい。

○塚本政府委員 今度の場合は、立川から自衛隊の飛行機で名古屋まで持つていきまして、それから自衛隊のトラックで輸送いたしております。その場合におきまして、危険物であるところのいろいろの表示をやつて運んでおります。

○田口(誠)委員 全部自衛隊のトラックで運んでおりますか。

○塚本政府委員 弾頭の部分は三台で運びましたが、全部自衛隊のトラックであります。

○田口(誠)委員 火薬の入つておらないものを民間でやりましたということなんでしょうか。

○塚本政府委員 火薬の入つていない部分も、なしか全部自衛隊のトラックで運んだと承知いたしておりますが、その点はさらに調査いたしまして御答弁申し上げます。

○田口(誠)委員 今の答弁は十分に把握されておらないわけです。これは民間の輸送の場合でも、自衛隊のトラックで運ばれる場合でも、危険防止に対するところの監督、対策、万が一の場合の補償、こういうものについてはやはり一つの規定がなければならぬと思ふ。こういう規定について試案が何かございせんか。

○塚本政府委員 それは火薬類取締法及び自衛隊の場合におきましては自衛隊法によつて、火薬類取締法の中に総理府会で定めたものがございまして、その条項等につきまして、一部警察その他の取り締まり官庁への報告等は自衛隊によつて除外されておりますので、危険物の表示の点につきましては、やはり自衛隊としては守らなければならぬわけでありまして、そういう点は十分やつております。

○田口(誠)委員 万が一の災害の場合の補償の關係は、民間輸送の場合でいいますと労災保険というものがございまして、結局それを適用するの、それとも別に防衛庁としてそういう対策があるのかどうか。

○塚本政府委員 自衛隊がそういうような賠償の責めを負う場合におきましては、国家賠償によつて補償するということになります。

○田口(誠)委員 それから防衛庁長官にお尋ねしたいと思ひますが、この出されておるところの二法案の内容を見ますと、ただ単に人員の増加とか、それから師団に切りかへるとか、どうかというところが書いてあるだけで、実際の二カ年なら二カ年としての青写真の上ののつとつての提案になつておらないわけです。それでこれを審議するには相当長時間からなければならぬと思ふ。そういう点に対するところの準備

というふうなものに対しては何かおありになるのか、これだけのものなのかどうか。

○西村国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、次期防衛力整備計画は、これからわれわれはやがて国防會議で決定をする必要がくると思ふのであります。従つて今回の防衛二法案というものは、おっしゃる通り定員増、それから編成がえ、それから統幕會議等の権限の強化、こういうような点を中心になつておるのでございまして、私どもといたしましては御審議をやつていただきますれば、十分御説明は御納得いただけるように用意いたして参るつもりでございまして。

○田口(誠)委員 国力国情に應じて防衛力を整備する必要があるといつて定員増を提案されておりますが、この定員増の員数がどこにどう必要であるか、こういう点についての明確なものはないわけなんです。ただ国力国情に應じてということだけで、人間をこれだけふやさないといけないのじゃないかといふだけでは、切り離してこれは審議ができません。従つて一つの五カ年計画なら五カ年計画としてこういうようなスタイルを作るのだ、こういうスタイルの上ののつとつて、第一目として、さしあたりこういう機構の内容を要することにおいて、これだけの人員が必要であるのだ、こういうような説明でなければ、われわれとしては審議をすることができないので、この説明書の内容からいいますと、これは相当に長時間を要するのではないか、かように考えられるわけなんです。そういう準備は防衛庁の当局の方として十分なされておられま

すか。

○西村国務大臣 私の方としましては、夜を徹しても、御審議いただきますれば、もう一つ大いに御納得いただきように十分これを御説明申し上げたいと思っております。たとえば人員増につきましても、単に何名づかみで持ってきたわけではございません。どういふふうな編成で、どういふふうなこれを配置するかという具体的な御説明も十分できるわけでありま

すか。○田口(誠)委員 そういふ場合には必要に応じて、夜を徹してもそういう準備を行なうという誠意のある回答ではございませうけれども、これはそのときになっていろいろ頭をひねってみたとて、理路整然としたところの回答にはならないと思ふので、これはどうして防衛庁はこの二法案を出される上に立って、一つの構想があると思ふので、この構想はどうしても秘密にわたる面について言えないという箇所なれば、その点だけは摘出して除外されても、この際明確にされる必要があると思ふのです。ないと言われても、これはないはずはないわけなので、その点の一つ明確にしてみたい。そうでなかつたら、こんな二法案が今国会に出される道理がないわけなのです。これはだれが常識で考えてみても、こんな重要な国の防衛に関するところの案を出される場合に、この程度の説明書の内容では、どうしてもわれわれとしては了解をしてこれの賛否に加わることが不可能になるのじゃないか、こういう憂いをするわけなので、夜を徹してというその誠意はわかりまするけれども、とても夜明か

らやってみたところで、これはにわかに作りのものではだめだと思ふので、原本があるのだから、その原本を示してもらわなくちゃいかぬと思ふのです。どうですか。

○西村国務大臣 別に原本がここにあるわけではございませんで、私さっきから御説明申し上げますように、たとえば陸上で千五百名ふえる。第一次防衛力整備計画は十八万名に対して十七万名でございませう。現在一万名余っておりま。また海、空におきましても、御存じの通り船や飛行機が二年後には出て参ります。それらに配置すべき人員がおのずからここに出ておるわけではございません。当然これは一次計画において完成すべきものが残つておる分が、相当あります。これらを今年度において整備をして参りたい、こういうことでございませう。それが構想になつております。従つて簡単に申しますれば、第一次の防衛力整備構想と申しますか、整備計画を補充しながら、第二次計画へ向かつて、これは当然ながら、一次計画を基本にして、その補充というところが中心になつておる、こういうことでございませう。ですから二次計画以降は、これから将来に向かつてわれわれは作るのでございませう。これは政府としては正式に決定するに、国防会議等の議を経なければ正式のものはまだ構想はないわけでありま。

○田口(誠)委員 当然国防会議は、艦船の場合の例を引けばよくわかりますが、寿命は何年間ということははっきりいたしておりますので、何年になつたら寿命のなくなる艦船がどれだけあつて、そうして日本の防衛力の増強に即してどれだけ作らなくてはならぬではないか、それには五年のうちにさしたあたりだけ予算も必要であり、どういふような計画を立てなければならぬかというところは、必然的にこれは出てくることであつて、今お話のように場当たり式の二法案であつては、非常に私どもとしても審議をするのに困難性がありますので、この点は防衛庁としてまとめ一つ説明をお願いしたいと思ふのですが、どうですか。

○西村国務大臣 確におつしやる通り艦艇も、毎年代艦建造と申しまして、艦齢が古くなりましたものを切りかえて参ります。従つてもちろん第一次防衛力整備計画の中でもそれが行なわれてきたわけでありま。三十五年までを目標としております第一次防衛力整備計画で、ただし艦艇の建造等につきましまして、第一次防衛力整備計画の中で手をつけましても、完成するのは二年なり三年後になつてくる。これは当然でございませう。船でございませうから、一か年でばつとできるわけではございませうから三十五年度に手をつけましても、その完成は三十七年度になつてくる。こういうふうな船や飛行機においては、三十五年までに終了すべきものうちで、手をつけましても、当然後年度に送られてくるものがございませう。同時に三十五年度までに終了すべき防衛力整備計画の中でも、できてないものが相当ございませう。それから本年度において予算の、いわゆる財政力の許す範囲内と他の費目とにらみ合わしていろいろ手をつけておるものが本年度の予算であり、同時にそれが今度は

またあわせまして人員増あるいは編成等と関連して、ここに出てきてゐるのが今度の防衛二法案、こういうふうな御解釈いただければいいのであります。

○田口(誠)委員 そうしますと赤城さんが六カ年計画を発表いたしました。が、いろいろ作業の都合と予算審議の関係で成就をしない、こういうことから一年ずれた。それで一年ずれた分を今年出したということなのですか。

○西村国務大臣 赤城構想というものは、将来の防衛力整備計画の一つのあれになると思ひます。三十七年度以降の参考としてはなつていくと思ひます。われわれといひましては、この構想ができておりましたれば、これ自体を直ちに使つたであらうしよう。言いかえれば三十六年度を初年度にして長期防衛計画、ところがむしろその長期防衛計画は今日少しずれております。のを作つては、各方面にいろいろな支障を来します。従つて相当関係者で練ります。また政府内部でも、単に防衛庁だけではございませう。経済企画庁その他関連しまして練るわけではございませう。従つて年度いゝゆる三十六年度といひましては、三十五年度までに終了した第一次防衛力整備計画の補充を中心にして、防衛二法案という構想のもとに立つて、防衛二法案として、また法律面からは御審議を願つておるわけでありませう。

を立て、その第一年度として提案をされるものは、(草野委員長代理退席、委員長着席)

特に昨年のあの強引な安保条約の単独審議によつて成立をさせたあくる年でございませうから、安保条約との関係の協力体制もこれはあり得ると思ふ。そういう面からいつても、少なくともここ五カ年ぐらゐの構想なくして、こういう案が出されるということはあり得ないと思ふのです。どうですか、そういう点は……

○西村国務大臣 私はもちろん防衛は国力国情に応じて整備していく以上、また国民の貴重な税金を使うのでありますから、長期性を持つ、また同時に防衛生産とかいう産業面も考えましても、計画には長期性があつた方がいいと思ひます。ただ絶対これがなければいかぬというものでもない。かつて昭和三十一年度ぐらゐは、やはり長期計画なくしてやつております。しかし私はあつた方がよいし、またあるべきものだとは考えております。しかし長期防衛計画が三十五年で、一応形の上で済んだ。三十六年は第一年度に入る方がよかつたのでありましようが、昨年一年間というものの政情が、三十六年度を初年度にする長期五カ年計画なり六カ年計画というものを政府として決定し得なかつた。そこでこれは御存じの通り、ほとんど前半は安保の問題、それから選挙、政変、その間に政府が交つております。そこで私どもとしましては、それならば三十六年度にはどうするかというのを、防衛力をどう扱うかということに国防会議を開かせまして、政府として意思を決定

すると同時に、今後五カ年間に
は、できるだけ早い機会に一つ構想を
まとめ上げていこうじゃないか、こう
いう考えのもとに、今日ずっと防衛力
の整備の構想は動かしておるのが現状
でございます。

○田口(誠)委員 日米安保条約を締結
するときに、もはや日本の防衛力の増
強ということば、もう明白なたるも
のであったし、そしてその内容そのも
のといふものは、米国の軍事政策に協
力をするという内容のものであったの
で、結局日本の自衛隊が完全な軍隊化
されるのだ。軍隊化されるということ
は憲法九条に違反をするものであると
いうので、あのようないまだかつて史
上に見ないところの国民の排撃を食
いながらも、強引な通過をさせたわけ
なんでしょう、そのときには
や政府としては、そうした構想とい
うもの大綱はできておらなければなら
ないし、それから効力発効と同時に米
国の方からも、日本に対してそういう
ような要請があるべき筋合いのも
のであると思うのです。そういうこと
から考えてみますと、何回申しまし
も防衛長官は五カ年の構想はないの
だ、さしあたり一年間、昭和三十
七年にも若干またがるけれども、こ
れだけの法案を提出したのだ、こ
ういうように答弁をされておられ
ますけれども、この点をもう少し深
めていかなければ、この案の審議に
は非常に支障を来たすのではない
か、こういうふうに考えるわけな
んですが、もう少し率直に言ってい
ただけませんか。

ちが協力するというよりは、もちろ
ん向こうには向こうの立場がありま
しうが、われわれの立場から申しま
すれば、日本の国の守り、国防でござ
います。これに対して日米間で、昨今
のように集団安全保障体制で日本の
足らないところを守ってもらい、こ
ういう体制でございます。従って日
本の自衛、これを長期計画でなると
いふ方がよろしい。ただ三十五年ま
での一次計画は十分満足でないから、
その間の補完をしながら、なるべく
やがてな機会に次の方針と五年なり
六年の長期計画を政府として正式に
決定していこうじゃないか、今こう
いう段階にきておるのでございま
す。ですから自衛隊を持つのだから
というふうな条約ができたとは、私
何ら考えておりません。

○田口(誠)委員 まあ要領を得ぬま
まに時間だけたつて参りましたが、こ
こでばちばちきょうの私の結論とし
て終わりたいと思ひますが、重要な
問題につきましては、継続した日を
変えて、これはいつになるかその
点はわかりませんが、理事さんの方
におまかせするといひまして、私と
してはなおこれはほんとうの門口の
質問でありまして、重要な問題につ
きまして、これから質問をいたそう
と思つておるわけなのでございま
す。それで懸念面について防衛庁長
官に一つだけお聞きしておきます
が、先ほど申しましたように春日井
市の高蔵寺におけるところのサイ
ドワインダーをもち込むときの地元
の了解云々、こういうことについて
質疑応答をいたしたことが、これは
かつて北海道におきましては、やは
り基地とか演習場、こういうもの
の対するところの地元の人たちの
協約書というものが結ばれてお
るわけなんです。従つてそういう
ものが結ばれないというところは
あり得ないわけですから、それは
今後必要に応じてはそうした一つ
の条件を協定書で結んで、そして
了解を得て、やがてサイドルの持
ち運びなんかも行なうのだ、こ
ういふ点について明確にお答え
をしておきたいと思ひます。これは
過去に例があるのだから、例にな
らなければならぬ。したるかな
か防衛庁長官がもうちよよされる
かわかりませんが、今までの例が
あるのだから、その例のように地
元の了解を文書で確認し合つて、
そして実施に移されるというお考
えがあるかないか、この点を最後
にお伺いをいたします。

○西村国務大臣 せっかく田口先生
の御要望でございますけれども、私
としてはそういう考えはないので
ございませう。北海道におきま
して協定とかいふお話があつた
のでございませうが、これは政府
の方から詳細御説明してもいい
のでありますが、これは射撃場に
使われた場合に、損失が発生した
場合に、損失補償についてはどう
するかという問題でございます。全
然質が違ふのでございませう。ミ
サイルというものが、私どもとし
ても現地の状況を十分にさ
らに再調査をいたします。しかし
そういうことによつて地元の協
定のもの、その内容を、そういう
ものについて、自衛隊の使命を非
常に制約されまして、遺憾な
がら御希望には沿ひかねる、こ
ういふふうに考えております。

○久野委員長 先ほど田口君から申
入れのありましたサイドワイン
ダーの持ち込みについての調査の
結果について、調査があつたさ
うであります。防衛庁当局から
説明をいたしたい、こう言つて
おりますので、発言を許したい
と存じます。塚本整備局長。

○塚本整備局長 サツキ田口先生
からサイドワインダーを発射した
ことがあるのではないかと、念を
押さされましたが、訓練弾、
模擬弾とも発射したことはあり
ません。御了解願ひます。

○田口(誠)委員 今防衛庁長官の方
から、北海道の場合とサイド
ワインダーを持ち込みの場合とは、
内容的に違ふから、そうした考
え方は自衛隊の運営にいろいろ
の支障を来たす場合があるか
らやめる意思がない、こ
ういふお答えに對しての考
え方、またミサイルに對しての
考え方、こ
ういふものは同じような取
り方をしておるわけなんです。
従つてその内容に應じては、
今防衛庁長官の言われたよう
な点がいくつかある面もある
かと思ひます。一つの精神統一
、思想統一として、やはり地
元住民の了解をなるべく得て、
万般のそうした計画を行なつ
ていくのだ、こ
ういふことについては、これは
民主主義の今日においては
当然であらうと思ひます。その
点を誤解のないように御答
弁を願ひたいと思ひます。た
だこの秘密保護法に基づくこ
ろの内容のもの、そういうもの
について、

でございますけれども次に譲らして
いただきまして、今日の私の質問は以上
で終わらせていただきます。
○久野委員長 阿案についての残余の
質疑は後日に譲ることいたします。
次会は明後六日午前十時より開会す
ることとし、本日はこれにて散会いた
します。

午後一時三分散会

昭和三十六年四月十日印刷

昭和三十六年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局